

第 15 期 事 業 報 告

〔 平成 31 年 4 月 1 日から
令和 2 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

事業報告

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度において、当社グループが事業を行う西日本地域は、大雨により令和元年7月に九州自動車道（溝辺鹿児島空港インターチェンジ～加治木ジャンクション）が、8月に長崎自動車道 武雄ジャンクション（武雄北方インターチェンジ～嬉野インターチェンジ）が、9月に中国自動車道（北房インターチェンジ～新見インターチェンジ）が相次いで、被災しました。

これらの災害に伴い、通行止め等の通行の制限を余儀なくされたほか、構造物等に損傷が生じましたが、その都度、関係機関等からのご協力のもと、当社グループの総力を結集し復旧を進めました。

こうしたなかで、当社グループは、「私たちはリスクマネジメントを徹底し、高速道路の安全・安心を最優先に、お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与することにより、社会から信頼され成長する企業グループをめざします」というグループ理念のもと、100%の安全・安心の確保を目指し、さらに満足度の高い機能・サービスの提供を行うべく事業を展開しました。

一方、わが国の経済は、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復が続く状況で推移しましたが、当連結会計年度末にかけて、新型コロナウイルス感染症の影響により足下で大幅に下押しされ、厳しい状況に陥りました。

その結果、当連結会計年度の営業収益は1,087,036百万円（前連結会計年度比0.8%増）、営業費用は1,080,288百万円（同1.1%増）、営業利益は6,747百万円（前連結会計年度は10,040百万円）、経常利益は9,689百万円（前連結会計年度比25.0%減）となり、法人税等を控除した親会社株主に帰属する当期純利益は6,531百万円（同33.5%減）となりました。

今後、「高速道路における安全・安心基本計画」（令和元年9月 国土交通省）を踏まえ、令和元年12月に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」に基づき、暫定2車線区間の解消、災害時におけるネットワークの確保等の高速道路の更なる機能強化を図る各種事業を着実に推進してまいります。

当連結会計年度の事業別の概況は次のとおりです。

（高速道路事業）

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 6 条第 1 項に基づき独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と平成 18 年 3 月 31 日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定」及び「一般国道 31 号（広島呉道路）に関する協定」（その後の協定変更を含みます。）並びに道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条の規定による許可及び同法第 4 条の規定に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

まず、道路管理事業について、平成 30 年 9 月 4 日に上陸した台風 21 号に伴いタンカー船が衝突し橋桁に大きな損傷を受けた関西国際空港連絡橋（下り線）については、平成 31 年 4 月 8 日に当該区間の 6 車線復旧を完了させたほか、平成 30 年 7 月豪雨に伴う土砂崩落により立川橋（上り線）の上部工が流失した高知自動車道（新宮インターチェンジ～大豊インターチェンジ）においては、令和元年 7 月 8 日に上下線各 2 車線の 4 車線復旧を完了させる等、当社グループと関係機関等が一丸となって迅速な復旧に取り組みました。また、令和元年 7 月の大雨の影響により土砂崩れが生じた九州自動車道（溝辺鹿兒島空港インターチェンジ～加治木ジャンクション）、令和元年 9 月の大雨の影響により土砂崩れが生じた中国自動車道（北房インターチェンジ～新見インターチェンジ）について復旧を行ったほか、令和元年 8 月の大雨の影響によりのり面変状が発生した長崎自動車道 武雄ジャンクション（武雄北方インターチェンジ～嬉野インターチェンジ）については、現在上り線を利用して対面通行として運用しており、令和 2 年秋頃までの 4 車線復旧を目指して鋭意取り組んでおります。

高速道路リニューアルプロジェクトについて、地方部での事業の推進に加えて、関西圏の都市部での大規模な交通規制を伴う工事の着手に向け、関係機関との調整等を着実に推進しました。また、地震に強い道路を目指して、平成 28 年熊本地震の被災状況を踏まえ、橋梁の更なる耐震補強を推進しました。災害対応力の強化については、令和元年度に発生した長崎自動車道 武雄ジャンクションにおけるのり面災害等を踏まえ、長期的な復旧体制の運用方法や通行止め時の迂回路広報等について、防災業務の標準的な作業手順や留意点を記した防災対策業務必携の改訂を行いました。また、昼夜を問わず復旧活動を行うために必要な宿泊施設及び移動手段の確保を目的として、旅行会社と協力協定を締結しました。

冬季の高速道路の安全・安心については、テレビCMによる安全走行の啓発、ホームページ等による事前の通行止め予想の情報提供や温塩水散布車の全支社への配備等の取組みにより、安全で円滑な交通確保に努めました。また、事務所間での雪氷対策車両の応援連携、警察との調整が完了した区間におけるチェーン規制等の導入や、気象・交通状況の共有など他の道路管理者、交通管理者等との連携により道路ネットワークの機能への影響を最小化するための取組みを進めました。

より安心かつ快適な道路環境を提供するため、事故多発箇所を中心としたハード

対策や交通安全キャンペーン等によるソフト対策等、引き続き交通安全対策に取り組みました。対面通行区間での正面衝突事故防止のため、これまでのラバーポールに代えてワイヤロープを設置したほか、逆走による重大事故ゼロの実現のため、行先を誤ったお客様に対して適切な対処方法をご案内する看板の設置や一般道接続部等での誤進入対策、一般公募で寄せられた逆走防止技術の現地展開を進めました。道路の劣化を進行させる要因の一つである重量超過等の車両制限令に違反する車両に対しては、積載物の軽減や通行の中止など厳格な措置を実施し、警察への告発も行うなど、指導及び取り締まりに引き続き取り組みました。また、交通事故をゼロにするための危険運転撲滅プロジェクト（通称「SNDプロジェクト」）をラジオ局や他の高速道路会社と共同で始動し、持続的な交通安全啓発活動への取り組みを開始しました。

また、令和元年 10 月には、山陽自動車道（五日市インターチェンジ～河内インターチェンジ）において、ETC2.0 等のデータを活用し AI により補正した所要時間の提供を試行的に開始しました。

上記の取り組みに加え、点検から補修までの一連の業務サイクルである「保全事業システム」を推進し、技術者の育成、点検の精度向上及び点検作業の安全性向上を目的に点検支援技術の活用を開始しました。

近畿圏の新たな高速道路料金については、平成 31 年 4 月 1 日に、第二神明道路が新たな料金に移行し対距離料金の導入や 5 車種区分への統一を行ったほか、阪神高速 8 号京都線及び第二阪奈有料道路が当社に移管され新たな料金に移行しました。

令和 2 年 3 月 30 日には、高速道路を迂回した中型車以上の自動車地域が地域の生活道路に入り込みにくくし、地域の安全性を向上させることを目的として、延岡南道路の通行料金を変更しました。

また、システム上の制約にとらわれず、必要な料金施策を必要な時期に実施できるようにするため、様々な料金施策に迅速かつ正確に対応可能な新料金システムの構築に向けて、検討に着手しました。

次に、道路建設事業については、新名神高速道路の着実な整備や 4 車線化を推進するなど、高速道路ネットワークの形成及び充実を図りました。令和元年 6 月 28 日に長崎自動車道 長崎多良見インターチェンジ～長崎芒塚インターチェンジ間の 4 車線化が完了しました。その他、東九州自動車道 佐伯弥生パーキングエリア（上り線）や、東九州自動車道 国富スマートインターチェンジ他 3 箇所スマートインターチェンジの供用を開始しました。

工事の安全対策については、全社的な工事安全レベルの向上を図るため各支社において安全協議会の「安全対策部会」を、本社において「工事安全推進会議」をそれぞれ開催し、発注者による安全確認や啓発活動を通して、工事施工会社の安全意

識を高めるとともに、重大事故リスクアセスメントの実施等、受発注者一体となり工事安全管理に取り組みました。

また、令和元年9月27日に徳島自動車道 阿波スマートインターチェンジ（仮称）、令和2年3月31日に新名神高速道路（大津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の6車線化、舞鶴若狭自動車道（大飯高浜インターチェンジ～小浜西インターチェンジ）他5箇所の4車線化等についての事業許可を受けました。

当連結会計年度の通行台数は、前期比2.0%の増となり、料金収入は、前期比2.0%増の798,216百万円となりました。営業収益は1,040,914百万円（前連結会計年度比1.2%増）、営業費用は1,038,360百万円（同1.3%増）となり、2,553百万円の営業利益（同39.0%減）となりました。なお、高速道路事業の利益剰余金を活用した地方公共団体が管理する跨道橋の耐震対策事業に伴う費用を控除した場合は6,282百万円の営業利益となります。

当社単体の高速道路事業においては、1,155百万円の営業損失（前事業年度は営業利益1,867百万円）となりました。なお、高速道路事業の利益剰余金を活用した地方公共団体が管理する跨道橋の耐震対策事業に伴う費用を控除した場合は2,574百万円の営業利益となります。

（受託事業）

受託事業においては、高速道路の計画、建設及び管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力及びノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づき、道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

当連結会計年度の営業収益は5,631百万円（前連結会計年度比23.3%減）、営業費用は5,718百万円（同20.2%減）となり、営業損失は87百万円（前連結会計年度は営業利益174百万円）となりました。

（SA・PA事業）

SA・PA事業においては、テナント各社と協力し、SA・PAを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」へ変革することを目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施するとともに、令和元年10月1日からの消費税の適用税率の変更について、お客様にわかりやすい説明に努め、円滑に導入することができました。また、宮崎自動車道 山之口サービスエリア（上り線・下り線）及び中国自動車道 安富パーキングエリア（上り線・下り線）のリニューアルオープンなど、老朽化への対応等を着実に実施しました。特に、山之口サービスエリア

(上り線・下り線)においては、建替工事期間中のお客様サービスの低下を改善するため、曳家を活用した建替を実施するなど、新たな取り組みにチャレンジしました。

地域とともに発展するエリアを目指し、地域の観光PR等に提供いただけるスペースを提供するとともに、地域物産展や地元自治体等と連携したイベントを積極的に開催するなど、地域との連携の強化及び推進を図りました。また、小さなお子様をお連れのご家族が快適に高速道路をご利用いただけるよう、24時間利用可能なベビーコーナーの設置や乳児用液体ミルクの販売を開始するなど、子育て応援の取組みを実施しました。

当連結会計年度の飲食物販部門の売上は96,353百万円(前年同期比1.8%減)、ガステーションの売上が65,612百万円(同0.7%増)となり、SA・PA事業におけるテナント等の店舗売上は161,965百万円(同0.8%減)となりました。営業収益は33,070百万円(前連結会計年度比2.0%減)、また営業費用については、29,831百万円(同2.5%増)となり、営業利益は3,238百万円(同30.0%減)となりました。

(その他の事業)

その他の事業においては、福岡市天神地区における駐車場事業、佐賀県鳥栖市及び熊本県熊本市の2箇所におけるトラックターミナル事業並びに海外における有料道路事業及びコンサルティング事業等を引き続き行いました。また、インドネシアにおける有料道路事業の拡大を目指して、令和2年3月にインドネシアの高速道路運営会社PT Margautama Nusantara(マルガウタマ ヌサンタラ)株式の一部を取得する契約を締結しました。

当連結会計年度のその他の事業全体としては、営業収益は9,248百万円(前連結会計年度比7.5%減)、営業費用は8,208百万円(同7.9%減)となり、営業利益は1,040百万円(同4.6%減)となりました。

(2) 道路資産の帰属の状況

当事業年度において、新設又は改築のために取得した道路資産及び修繕工事又は災害復旧によって増加した高速道路資産完成高は総額239,641百万円であり、その路線・区間等は次のとおりです。

路線・区間等		帰属時期	道路資産 完成高 (百万円)
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線 【和歌山県海南市藤白から和歌山県有田郡有田川町 天満まで】	新設・改築	令和2年3月	1,830

高速自動車国道近畿自動車道敦賀線 【京都府綾部市上杉町から京都府舞鶴市字堀まで】	新設・改築	令和2年3月	297
高速自動車国道中国縦貫自動車道 【湯田温泉スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和2年3月	2,634
高速自動車国道四国縦貫自動車道 【中山スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和2年3月	1,346
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線 【人吉球磨スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和元年8月	3,174
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線 【桜島スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和2年3月	75
高速自動車国道九州縦貫自動車道鹿児島線 【北熊本スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和2年3月	134
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線 【長崎県長崎市早坂町から長崎県長崎市中里町まで】	新設・改築	令和元年6月	2,395
高速自動車国道九州横断自動車道長崎大分線 【別府湾スマートインターチェンジ(上り線)】	新設・改築	令和元年10月	28
高速自動車国道東九州自動車道 【佐伯弥生パーキングエリア】	新設・改築	令和元年9月	825
高速自動車国道東九州自動車道 【国富スマートインターチェンジ】	新設・改築	令和元年10月	2,568
一般国道163号(第二阪奈道路)	新設・改築	平成31年4月	88,638
一般国道10号(延岡南道路)	新設・改築	令和2年3月	1,464
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	令和元年6月 令和元年9月 令和元年12月 令和2年3月	108,629
一般国道31号(広島呉道路)	修繕	令和元年6月	254
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	特定更新	令和元年6月 令和元年9月 令和元年12月 令和2年3月	10,191
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害	令和元年6月 令和元年9月 令和元年12月 令和2年3月	15,151

(注) 1. 「帰属時期」については、当該道路資産が機構に帰属し、当社が機構から借受を開始した時期を記載しています。

2. 道路資産完成高には、建設中利息及び建設中一般管理費を含み、消費税等は含まれていません。

(3) 当社グループの設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資総額は33,454百万円であり、主な内容は、次のとおりです。

①当連結会計年度中に完成した主要設備

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びE T C設備の新設（延岡南道路 延岡南料金所他 5 箇所）
	E T C設備及び料金徴収機械等の更新
	S A・P A店舗等の増改築等（宮崎自動車道 山之口S A下り線他 3 箇所）
西日本高速道路エンジニアリング 関西株式会社	事務所等の取得
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	営業用システム改修等

②当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充

西日本高速道路株式会社	料金徴収施設及びE T C設備の新設（第二神明道路 大蔵谷インターチェンジ他 5 箇所）
	E T C設備及び料金徴収機械等の更新
	E T C設備の増設（10 レーン）
	S A店舗増改築等（関門自動車道 壇ノ浦P A下り線他 8 箇所）
	福岡中央自動車駐車場設備更新等
西日本高速道路エンジニアリング 中国株式会社	基幹システム
西日本高速道路ファシリティーズ 株式会社	事務所等の取得
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	営業用システム改修等

(4) 当社グループの資金調達の状況

当連結会計年度中の資金調達の総額は 300,000 百万円であり、主に当社の道路建設資金として、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行いました。

種別	発行日・借入日	発行額・借入額 (百万円)
----	---------	------------------

西日本高速道路株式会社第48回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(1年債)	令和元年5月23日	90,000
西日本高速道路株式会社第49回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(5年債)	令和元年5月23日	25,000
西日本高速道路株式会社第50回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(5年債)	令和元年8月29日	55,000
西日本高速道路株式会社第51回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(5年債)	令和元年10月18日	50,000
西日本高速道路株式会社第52回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)(5年債)	令和2年2月14日	10,000
長期借入金(5年)	令和元年11月7日	20,000
長期借入金(5年)	令和元年12月11日	30,000
長期借入金(5年)	令和2年1月29日	20,000

(5) 当社グループの対処すべき課題

当社グループは、リスクマネジメントを徹底し、高速道路の安全・安心を最優先に、お客さまの満足度を高め、地域の発展に寄与することにより、社会から信頼され成長する企業グループを目指し「高速道路における安全・安心実施計画」等の以下の取り組みを進めてまいります。

(災害対応力の強化)

平成30年度の災害対応を全社的に振り返り、課題や改善策を取りまとめ、防災業務の標準的な作業手順や留意点を記した防災対策業務必携を策定するとともに、昼夜を問わず復旧活動をおこなうため必要な宿泊施設及び移動手段の確保を目的として、旅行会社と協力協定を締結しました。これにより、防災体制構築時の業務の標準化・効率化や社員の災害対応力の引き上げを図ることで、災害発生時にはお客さまの安全確保を第一に速やかな緊急車両通行の確保と高速道路機能の回復を行い、被災地域の復旧、復興及び救援活動に貢献します。

今後は、最新の知見や他機関での事例を踏まえBCP（災害対応計画）の見直し、必要に応じた社内規程等の改訂及び降雨期前の実践的な防災訓練を行うなど、引き続き当社グループにおける災害対応力の更なる強化や、危機対応力の向上を図ってまいります。

（100%の安全・安心への挑戦）

将来にわたり、お客さまに安心してご利用いただける高速道路の実現を目指して、構造物の損傷及び劣化箇所の早期の補修実施とともに高速道路リニューアルプロジェクトに引き続き取り組んでまいります。また、地震に強い道路を目指して落橋・倒壊の防止対策に加え、被災後、速やかに緊急輸送を可能とするため、路面に大きな段差が生じないよう支承の補強・交換等により更なる耐震対策を進めるとともに、原形復旧により機能の保持を行う方法から、高耐久化・高度化やメンテナンスイージー化により補修サイクル等の改善や作業効率化を図る「強化修繕」への転換を進めてまいります。

これらにより、当社グループ一丸となり100%の安全・安心を追求してまいります。

（高速道路ネットワークの機能強化）

日本の産業と社会を支え続けてきた名神高速道路を多重化し、日本の大動脈である高速道路の信頼性を格段に高めるべく、「未来につながる信頼の道」新名神高速道路（大津ジャンクション～城陽ジャンクション、八幡京田辺ジャンクション～高槻ジャンクション）の整備を、安全対策を確実にしながら、計画的かつ着実に推進してまいります。

また、高速道路ネットワークの機能を最大限発揮させるべく、鋭意事業を進めている四国横断自動車道（徳島東インターチェンジ～徳島ジャンクション）、播磨自動車道（播磨新宮インターチェンジ～山崎ジャンクション）、第二神明道路（永井谷ジャンクション～石ヶ谷ジャンクション）、大和北道路（奈良北インターチェンジ～郡山下ツ道ジャンクション）等の高速道路網が繋がっていない区間を整備してまいります。また、ダブル連結トラックやトラック隊列走行の実現を見据え、物流の効率化及び安定的かつ円滑な交通の確保に資する新名神高速道路（甲賀土山インターチェンジ～大津ジャンクション）の6車線化、重要インフラの緊急点検を踏まえ、暫定2車線区間の機能強化による防災及び減災対策のため広島呉道路（坂北インターチェンジ～呉インターチェンジ）の4車線化、令和2年3月31日に事業許可を受けた新名神高速道路（大津ジャンクション～城陽ジャンクション・インターチェンジ、八幡京田辺ジャンクション・インターチェンジ～高槻ジャンクション・インターチェンジ）の6車線化等を推進してまいります。

(工事の安全対策の強化について)

「工事安全に関する社員教育の充実」、「重大事故リスクアセスメント」、「安全協議会活動の強化」の3点を柱としてP D C Aサイクルを回す「重大事故リスクマネジメントシステム」の取組みを継続的に実施し、受発注者一体となり工事の安全性を向上させ、重大事故の撲滅を目指してまいります。

(お客さまの満足度の更なる向上)

S A・P Aでは、国内外のお客さまに「楽しくにぎわいを実感いただける施設」に進化させ、新たなサービスを展開してまいります。

店舗の老朽化に対応するため、計画的な建替え及び改良等の実施を行うとともに、利用しやすい店舗づくりや、地域性や交通特性を踏まえた、エリア毎のお客様ニーズにあった品揃え等により、「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」の空間を創造し、お客さまの期待を超えた価値の提供に努めます。

海外のお客さまの受け入れ環境の整備のため、Free Wi-Fi や外国語表記対応、エリアの免税店化、QR コード等によるモバイル決済サービスの導入等、ハード、ソフト面での受入環境を整備し、インバウンド対応の高度化を目指します。

また、小さなお子さまをお連れのご家族が安心して高速道路をご利用いただけるよう、すべてのサービスエリアにおいて24時間利用可能なベビーコーナーの設置を推進してまいります。

駐車場が慢性的に混雑しているS A・P Aについては、駐車マスの増設、駐車場混雑案内情報板の設置などのサービス向上の取組みを進めてまいります。

(働き方改革、生産性向上及び技術力向上に向けた取組み)

高速道路は我が国の大動脈として生活及び経済活動に欠かせない重要インフラであり、これまで以上の安全・安心に向けた社会的役割を果たしていくことが求められている中で、高速道路における安全・安心と社員の健康及び安全の両立が重要な経営課題です。事業執行と経営資源のバランスを図るため、事業優先順位を明らかにし、現場支援のための人員配置等による業務執行体制の更なる強化及び生産性向上への徹底した取組みを行うとともに、システムによる労働時間の正確な把握の徹底、多様な労働時間制度や出産・育児・介護等の休暇制度の充実等により労働安全衛生面を強化し、社員が健康的に能力を最大限発揮できる環境を整えてまいります。

加えて、各業務必携や手順書を整備し業務の効率化を図るとともに、実物供試体を含む研修教材の更なる充実化を図るなどのリニューアルを行った茨木技術研修センターを活用し、社員の技術力の向上に努めてまいります。また「違いを尊重し、個々が活躍し、進化し続けるチームへ」というダイバーシティ推進ビジョンのもと、女性の活躍を促進するとともに、社員一人ひとりが自律・成長することにより、会

社を取り巻くさまざまな環境の変化にしなやかに対応できる組織を目指して、社員の意識への働きかけと、テレワーク勤務制度等の社員の仕事と家庭の両立に資する制度構築や環境整備の両面から、ダイバーシティ推進に向けた取り組みを継続していきます。

(新型コロナウイルス感染症対策)

当社グループは、新型コロナウイルスの感染が拡大する中でも、我が国の大動脈として国民の生活及び経済に不可欠である高速道路を円滑に運営するため、令和2年2月7日に「新型コロナウイルス対策本部」を設置し、社員自らの感染予防（マスク着用、手指の消毒等）と職場における感染拡大防止（交代勤務、執務場所の分散、換気等）の徹底による事業の継続体制を構築しております。さらに、SA・PAのテナントにおいても、同様の取組を徹底するとともに、客席の間引き（ソーシャルディスタンス）等に取り組んでおります。これらにより、引き続きお客さまに安心して高速道路をご利用いただけるよう努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当連結会計年度)
営業収益(百万円)	935,296	1,621,315	1,078,362	1,087,036
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	15,951	23,024	9,813	6,531
1株当たり当期純利益(円)	167.91	242.37	103.30	68.76
総資産(百万円)	1,438,542	1,170,868	1,395,025	1,380,434
純資産(百万円)	179,826	199,025	212,483	220,543

(注) 1. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第14期連結会計年度の期首から適用しており、第13期連結会計年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第12期	第13期	第14期	第15期 (当事業年度)
-----	------	------	------	-----------------

営業収益(百万円)	900,400	1,589,993	1,046,642	1,056,550
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万 円)	13,644	21,169	6,728	3,566
1株当り当期純利益又は 当期純損失(△)(円)	143.63	222.84	70.82	37.54
総資産(百万円)	1,418,484	1,146,449	1,370,409	1,356,350
純資産(百万円)	158,235	179,398	186,127	189,682

(注) 1. 「東京湾横断道路事業会計規則及び高速道路事業等会計規則の一部を改正する省令」(国土交通省令第6号 令和元年5月22日)を第14期事業年度の期首から適用しており、第13期事業年度に係る財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の状況となっています。

(7) 重要な子会社等の状況(令和2年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

	会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	西日本高速道路サービス関西株式会社	70	100.0	高速道路の料金收受
②	西日本高速道路サービス中国株式会社	50	100.0	高速道路の料金收受
③	西日本高速道路サービス四国株式会社	40	100.0	高速道路料金收受及び交通管理
④	西日本高速道路サービス九州株式会社	50	100.0	高速道路の料金收受
⑤	西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社	60	100.0	高速道路の料金收受、交通管理、点検・管理及び保全作業
⑥	西日本高速道路パトロール関西株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑦	西日本高速道路パトロール中国株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑧	西日本高速道路パトロール九州株式会社	20	100.0	高速道路の交通管理
⑨	西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社	90	100.0	高速道路の点検・管理
⑩	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社	70	100.0	高速道路の点検・管理

⑪	西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社	60	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑫	西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社	80	100.0	高速道路の点検・管理
⑬	西日本高速道路ファシリティーズ株式会社	160	100.0	高速道路の点検・管理及び保全作業
⑭	西日本高速道路メンテナンス関西株式会社	420	100.0	高速道路の保全作業
⑮	西日本高速道路メンテナンス中国株式会社	350	100.0	高速道路の保全作業
⑯	西日本高速道路メンテナンス九州株式会社	160	100.0	高速道路の保全作業
⑰	西日本高速道路ビジネスサポート株式会社	30	100.0	不動産関連業務及び人材派遣業務
⑱	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	110	100.0	S A・P A内営業施設の管理・運営
⑲	西日本高速道路ロジスティックス株式会社	30	(100.0)	S A・P Aへの各種商材、材料等の仕入・卸業務及びその他受託業務
⑳	西日本高速道路リテール株式会社	71	(100.0)	P A内営業施設の店舗運営
㉑	芦有ドライブウェイ株式会社	40	51.0	一般自動車道事業
㉒	NEXCO-West USA, Inc.	\$1,312,500	100.0	橋梁点検
㉓	株式会社Ligaric	75	100.0	ウルトラファインバブル(微細気泡)事業
㉔	株式会社富士技建	80	100.0	橋梁補修技術開発
㉕	NEXCO西日本コンサルタンツ株式会社	70	100.0	総合コンサルタント
㉖	NEXCO西日本イノベーションズ株式会社	30	100.0	研究・技術開発
㉗	NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社	35	100.0	広告事業

- (注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。
2. ②NEXCO-We st USA, I n c. の資本金については、現地通貨略号及び現地通貨単位により記載を行っています。
3. ⑥株式会社フジエンジニアリングについては、令和元年 5 月 17 日付けをもって、当社グループが全ての株式を取得するとともに、令和元年 9 月 2 日付で NEXCO 西日本イノベーションズ株式会社に商号変更しました。

② 持分法適用の子会社及び重要な関連会社の状況

	名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
①	沖縄道路サービス株式会社	30	(91.9)	S A ・ P A 内営業施設の店舗運営
②	株式会社高速道路総合技術研究所	45	33.3	高速道路技術に関する調査・研究及び技術開発
③	株式会社 N E X C O システムズ	50	33.3	料金、経理、人事、給与等の基幹システムの運用管理
④	ハイウェイ・トール・システム株式会社	75	30.1	料金収受機械保守
⑤	株式会社 N E X C O 保険サービス	15	33.3	損害保険代理業及び生命保険募集業
⑥	九州高速道路ターミナル株式会社	100	22.3	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営又は賃貸事業
⑦	日本高速道路インターナショナル株式会社	49	28.7	海外における高速道路事業

- (注) 1. 議決権比率 () 書きは、子会社保有の株式を含んでいます。

(8) 当社グループの主な事業内容(令和 2 年 3 月 31 日現在)

当社グループは、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、次の事業を営んでいます。

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
高速道路事業	高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理
受託事業	国、地方公共団体の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等、その他委託に基づく事業等
S A ・ P A 事業	高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等

その他の事業	駐車場事業、トラックターミナル事業、コンサルティング事業等
--------	-------------------------------

(9) 当社グループの主要な事業所(令和2年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

- (本社) 大阪市北区堂島一丁目6番20号
(その他) 関西支社(茨木市)
中国支社(広島市)
四国支社(高松市)
九州支社(福岡市)

② 重要な子会社の本店所在地

- 西日本高速道路サービス関西株式会社(吹田市)
西日本高速道路サービス中国株式会社(広島市)
西日本高速道路サービス四国株式会社(高松市)
西日本高速道路サービス九州株式会社(太宰府市)
西日本高速道路総合サービス沖縄株式会社(浦添市)
西日本高速道路パトロール関西株式会社(大阪市)
西日本高速道路パトロール中国株式会社(広島市)
西日本高速道路パトロール九州株式会社(福岡市)
西日本高速道路エンジニアリング関西株式会社(茨木市)
西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社(広島市)
西日本高速道路エンジニアリング四国株式会社(高松市)
西日本高速道路エンジニアリング九州株式会社(福岡市)
西日本高速道路ファシリティーズ株式会社(茨木市)
西日本高速道路メンテナンス関西株式会社(茨木市)
西日本高速道路メンテナンス中国株式会社(広島市)
西日本高速道路メンテナンス九州株式会社(福岡市)
西日本高速道路ビジネスサポート株式会社(大阪市)
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社(大阪市)
西日本高速道路ロジスティクス株式会社(大阪市)
西日本高速道路リテール株式会社(大阪市)
芦有ドライブウェイ株式会社(芦屋市)
NEXCO-West USA, Inc.(米国)
株式会社Ligaric(吹田市)
株式会社富士技建(大阪市)
NEXCO西日本コンサルタンツ株式会社(広島市)
NEXCO西日本イノベーションズ株式会社(大阪市)
NEXCO西日本コミュニケーションズ株式会社(大阪市)

(10) 従業員の状況(令和2年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業の種類別セグメント	従業員数（人）
高速道路事業	14,546
受託事業	
S A・P A事業	880
その他の事業	
全社（共通）	391
計	15,817 〈3,891〉

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数を〈 〉で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、S A・P A事業及びその他の事業については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
2,544名 〈325名〉	68名増 〈20名増〉	40.2歳	16年4月

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数を〈 〉で外書きしています。

2. 平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を含んでいます。

(11) 当社グループの主要な借入先の状況(令和2年3月31日現在)

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱UFJ銀行	27,389
株式会社みずほ銀行	10,080

株式会社三井住友銀行	6,215
農林中央金庫	6,106
信金中央金庫	5,422

2. 会社の株式に関する事項(令和2年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 380 百万株
- (2) 発行済株式の総数 95 百万株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	議決権比率(%)
財務大臣	95,000,000	100.00

3. 会社役員に関する事項(令和2年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	齊藤 紀彦	—	株式会社きんでん 特別顧問
代表取締役社長	酒井 和広	会社の経営の統括・執行 監査部担当	—
代表取締役 副社長執行役員	前川 秀和	会社の経営の執行補佐 広報CS推進本部長 工事安全管理担当 技術本部担当	—
取締役 専務執行役員	芝村 善治	経営企画本部長 財務部担当 コンプライアンスに係る 社長特命事項	—

取締役 常務執行役員	松田 寛治	事業開発本部長 総務部、人事部担当	—
取締役 常務執行役員	村尾 光弘	建設事業本部長	—
取締役 常務執行役員	北村 弘和	保全サービス事業本部長	—
監査役（常勤）	川住 昌光	—	—
監査役（常勤）	高倉 照正	—	—
監査役	清原 桂子	—	神戸学院大学 現代社会学部教授
監査役	西川 秀昭	—	大阪瓦斯株式会社 顧問

- (注) 1. 取締役の齊藤紀彦氏は、会社法第2条第十五号に定める社外取締役です。
2. 監査役の川住昌光氏、清原桂子氏及び西川秀昭氏は、会社法第2条第十六号に定める社外監査役です。
3. 社外取締役及び社外監査役と当社との間に開示すべき人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 6名 115百万円 (うち社外 1名 100百万円)
 監査役 4名 42百万円 (うち社外 3名 25百万円)

- (注) 1. 上記員数には、無報酬の取締役1名（社外取締役）を含んでおりません。
2. 上記のほか、役員退職慰労金引当金 12,804千円（取締役 9,387千円、監査役 3,417千円）を当事業年度にて計上しています。
3. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。

(3) 社外役員に関する事項（当事業年度における主な活動状況）

社外取締役については、社外における豊富な知識・経験を当社の経営に活かすほか、独立した立場から経営を監督するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。

取締役会長齊藤紀彦氏は、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

社外監査役については、社外における豊富な知識・経験を監査業務に活かすほか、独立した立場から取締役の職務執行を監査するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として選任しています。

監査役川住昌光氏は、当事業年度の取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 21 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役清原桂子氏は、当事業年度に開催された取締役会 11 回のうち 10 回に、また、監査役会 21 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

監査役西川秀昭氏は、当事業年度に開催された取締役会 11 回の全てに、また、監査役会 21 回の全てに出席し、その経験や知見を生かして、適宜発言を行いました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY 新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	69,772 千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	129,772 千円

(注) 1. 当社は、会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、報酬見積りの算出根拠・算定内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

3. 当社及び当社子会社は、会計監査人に対し、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等の対価を支払っています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針（令和 2 年 3 月 31 日現在）

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が、会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人を解任又は再任しないこ

とに関する議案の内容を決定します。

5. 業務の適正を確保するための体制等及び当該体制等の運用状況（令和2年3月31日現在）

(1) 業務の適正を確保するための体制等の決議の内容

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役及び使用人が実践すべき指針である「NEXCO 西日本グループ行動憲章（以下「行動憲章」といいます。）」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、「グループ理念」の実現を目指し、適正に職務を遂行します。

取締役会は、独立性を有する社外取締役を含む全取締役で構成し、定例の取締役会を原則として月1回開催して重要事項の決議を行うほか、定期的に業務執行状況の報告を行います。

取締役の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、構成員に外部委員を含むコンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

コンプライアンス通報・相談窓口を社内及び社外（弁護士）に設置し、不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

取締役は、法令又は定款に違反するおそれのある事実を発見した場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、反社会的勢力からの不当な要求に対しては毅然として対応し、断固としてこれを排除します。また、監査役がこれらの事実に関して助言又は勧告を行った場合は、これを尊重します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会の議事録及び資料を含め、職務の執行や意思決定過程に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、社内規則に基づき適切に保存及び管理するとともに、適切な情報開示に努めます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

道路構造物等の安全性・健全性を含む高速道路の安全・安心、お客さま・国民の信頼、また事業活動全般の健全性の確保を図るため、当社の経営リスクに関して、取締役を構成員に含む経営リスク管理委員会を設置し、リスクマネジメント

基本方針に基づく適切かつ継続的なリスク管理を行うとともに、同委員会の総括的な管理のもと、分野別に分科会を設置してリスク対策を行い、常に適切に運用されるよう継続的に改善を図ります。

入札契約手続については、綱紀保持に関する規程等を遵守し、公共性の高い高速道路事業に携わることへの社会的責任の重さを常に認識して職務に取り組むとともに、外部の有識者を構成員とする入札監視委員会を定期的に開催するなど、透明性・公正性の確保に努めます。

また、大規模災害等には災害対策基本法、国民保護法等の法令の規定に従い適切に対応するため、危機管理防災専門部署が中心となって策定した事業継続計画（BCP）を活用するとともに、自治体等との包括協定・災害協力協定等に基づく連携を図り、グループ全体での災害対応力の強化を図ります。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

中期経営計画を策定し適切な目標管理を行うとともに、その進捗状況について定期的に検証するなど、業務を効率的に実施する仕組みを確保します。

取締役は、組織規程や権限・責任規程等の社内規程に基づき、その職務分担と各職位の権限・責任を明確にし、効率的な職務執行を行います。

取締役会で決議する事項については、社内での意思の疎通、情報の共有を図り、経営の効率化に資するよう、原則として、経営会議で事前に協議します。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款、行動憲章その他社内規則の遵守を社内に恒常的に浸透させるため、コンプライアンス担当の取締役を置き、担当取締役は、取締役会に職務の執行状況を報告します。

使用人の遵法精神の徹底と、より高度な倫理観の確立並びに秩序や規律の維持及び不祥事の未然防止を図るため、各組織にコンプライアンス推進本部を設置し、同本部が中心となってコンプライアンスに係る各種施策の立案、実施、検証等を継続的に行っていくほか、コンプライアンス委員会を定期的に開催するなど、コンプライアンス体制の適正な確保を図ります。

社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、不祥事の早期発見、未然防止を図ります。通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

監査部による継続的な監査の実施を通じて、業務運営の適正性と経営効率の向上等を図ります。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ全ての構成員が実践すべき指針として制定した行動憲章に則り、企業

の社会的責任を果たすとともに、「グループ理念」に掲げる社会に貢献するグループを目指します。また、グループの運営に係る規則等に基づき、子会社の業績、財務状況その他経営及び業務執行に関する重要事項について協議又は報告を求めるなど、グループの業務を適正かつ効率的に運営するとともに、グループの連絡会議等を通じて意思疎通を密にします。

監査部は、業務の適正かつ効率的な執行の確保、内部統制の確立を支援するため、定期的に監査を実施します。また監査役が必要に応じて業務状況等を調査・確認できる体制を構築します。

グループ共通のリスクマネジメント並びに社内及び社外（弁護士）のコンプライアンス通報・相談窓口の適切な運用に努め、リスク又は不祥事の早期発見、未然防止を図るとともに、通報等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保します。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する専任の使用人を置くこととし、監査役から当該使用人の充実を求められた場合は、これを尊重します。

⑧ 前記の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の指揮命令は監査役が行うとともに、その人事異動及び評価については、監査役の意見を徴し、これを尊重します。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役は、監査役に対し、業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、その他著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合、直ちに報告を行います。

また、取締役及び使用人は、監査役から職務の執行に関する事項の説明又は報告を求められた場合は、速やかに当該事項について説明又は報告を行います。

さらに、監査役を構成員に含む経営リスク管理委員会において、経営に影響を及ぼす恐れのある当社及び子会社の各種リスクを把握するとともに、当該委員会の定めに基づき、監査役へ適切にリスクを報告する体制を構築します。

監査役へ報告等を行った者に対しては、そのことを理由として、不利益な取扱いはいりません。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

重要な業務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項については、監査役の出席する経営会議に報告します。

また、監査役と取締役との意見交換を定期的実施するほか監査役と監査部及び会計監査人との定期的な情報交換を実施するとともに、監査役が、その監査が実効的に行われることを確保するため、重要な会議への出席など必要な措置を求めた場合は、これを尊重します。

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払の請求等をしたときは、適切に当該費用の処理を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制等の運用状況

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、以下のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社グループでは、9月を「NEXCO西日本グループ企業倫理月間」と位置付け、コンプライアンス強化のための取り組みを集中的に実施しており、コンプライアンスを着実に社員一人ひとりに浸透させるため、コンプライアンスの重要性について当社社長や各子会社役員等から社員に向けてメッセージを発信したほか、コンプライアンスアンケートの実施や外部講師を迎えての各種講演会・講習会をグループ全体で開催しました。また、定期的にグループ全体で実施する各種会議等において、コンプライアンスの向上を目指すための議論や情報交換を実施するなど、グループ全体での意識啓発に取り組みました。

これらに加え、コンプライアンス委員会を2回開催し、同委員会では、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題とその対応策について確認・議論を行うとともに、コンプライアンス通報・相談窓口への通報件数及びその概要も定期的に報告されました。

当社は、引き続きこれらの取り組みを継続し深化させていくため、コンプライアンス推進本部にて、社員のコンプライアンスに対する自覚を促すことができる取り組み方法について実施・検証・評価等のPDCAサイクルを回すとともに、同本部にて毎年度策定するコンプライアンス推進計画に基づき、コンプライアンス推進責任者などによる必要な研修・教育を推進していきます。

② 業務の適正性及び効率的に行われることに対する取り組みの状況

取締役会を11回、経営会議を21回開催し、法令及び定款に定められた事項や、投資実行の判断など、重要事項への審議・決定などを行いました。なお、重要事項は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を

行うことで、取締役の業務執行の効率化を図っています。また、各子会社から、経営、組織・人事、資産に関する事項の他、経営及び業務執行に関する重要な事項について随時協議又は報告を受けるとともに、当社及び子会社の経営トップが参加した経営交流会議を2回開催し、当社グループの経営課題及びその対応策などについて確認し、議論を行いました。

上記の他、監査部においては、年間の監査計画に基づき当社及び子会社について内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査結果に基づく必要な提言及び対応状況のフォローアップを行いました。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みの状況

リスクマネジメントに関する最上位審議機関である経営リスク管理委員会を年1回開催し、グループ全体のリスクの評価・見直しや、予防措置並びにリスク発現時の対応状況の検証を行うなど、継続的なリスクマネジメント活動を推進しております。また、同委員会に設置されている分科会では、担当分野におけるリスク対策に係るマスタープランについて必要な見直しなどを行い、工事に関連する分科会においては、リスク対策が適切に運用されるよう継続的な検討、改善を実施し、工事中の安全管理体制を強化するなどの取り組みを行いました。

④ 監査役監査の実効性の確保

社外監査役3名を含む監査役4名で構成される監査役会は、当事業年度21回開催し、監査方針・監査計画の協議や監査状況の報告等を行うとともに、各監査役が監査部及び会計監査人と連携して社内監査や子会社の事業運営状況の確認を行うことにより、当社及び子会社の業務の執行が法令及び定款に適合していることの確認を行いました。また、各監査役は、取締役会及び経営会議をはじめとする重要会議へ出席するほか、取締役との意見交換や、監査部又は会計監査人と定期的に情報交換する場を設けるなど、取締役の職務執行の確認並びに内部統制システムの整備及び運用状況の監査などを行いました。

6. 決算期後に生じた当社グループの状況に関する重要な事実

新型コロナウイルス感染症の影響により、高速道路事業における通行台数や、S・A・P・A事業における飲食物販部門の売上が大幅減少となっており、会社設立以来経験したことのない非常に厳しい状況となっています。このような状況下ではありますが、当社は、重要な社会基盤である高速道路の機能を維持し、円滑な物流確保をはじめとする安全・安心な高速道路サービスの提供に努めつつ、関係機関等と連携し、感染拡大防止を図るための取り組み（ゴールデンウィーク期間における休日

割引の適用除外やS A・P Aにおけるテナントに対する営業自粛の要請等) を強化しております。

第15期 計算関係書類

会社法第435条第2項に定める計算書類
会社法第444条第3項に定める連結計算書類

〔 平成 31 年 4 月 1 日 から
令和 2 年 3 月 31 日 まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注) 本書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 貸 借 対 照 表

令和2年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		146,271
高速道路事業営業未収入金		94,108
短期貸付金		20,015
有価証券		54,000
仕掛道路資産		723,020
その他		37,593
貸倒引当金		△ 7
流動資産合計		1,075,001
II 固定資産		
1. 有形固定資産		
建物及び構築物	128,367	
減価償却累計額	△ 46,630	
減損損失累計額	△ 525	81,210
機械装置及び運搬具	196,992	
減価償却累計額	△ 121,959	
減損損失累計額	△ 0	75,031
土地		85,295
その他	41,206	
減価償却累計額	△ 20,682	
減損損失累計額	△ 8	20,515
有形固定資産合計		262,054
2. 無形固定資産		15,499
3. 投資その他の資産		
長期前払費用	3,485	
退職給付に係る資産	601	
その他	22,896	
貸倒引当金	△ 179	
投資その他の資産合計		26,804
固定資産合計		304,357
III 繰延資産		1,076
資 産 合 計		1,380,434

(単位：百万円)

科 目	金 額
負 債 の 部	
I 流動負債	
支払手形及び買掛金	18,325
高速道路事業営業未払金	220,651
1年内返済予定の長期借入金	0
未払法人税等	2,367
受託業務前受金	1,605
前受金	44
賞与引当金	4,292
回数券払戻引当金	42
その他	29,952
流動負債合計	277,283
II 固定負債	
道路建設関係社債	670,000
道路建設関係長期借入金	106,880
長期借入金	77
役員退職慰労引当金	318
E T Cマイレージサービス引当金	8,788
退職給付に係る負債	67,879
その他	28,663
固定負債合計	882,607
負債合計	1,159,891
純 資 産 の 部	
I 株主資本	
資本金	47,500
資本剰余金	55,497
利益剰余金	130,081
株主資本合計	233,078
II その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	△ 60
為替換算調整勘定	14
退職給付に係る調整累計額	△ 12,678
その他の包括利益累計額合計	△ 12,725
III 非支配株主持分	
非支配株主持分	189
非支配株主持分合計	189
純 資 産 合 計	220,543
負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,380,434

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連 結 損 益 計 算 書

平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 営業収益		1,087,036
II. 営業費用		
道路資産賃借料	570,881	
高速道路等事業管理費及び売上原価	426,761	
販売費及び一般管理費	82,645	1,080,288
営業利益		6,747
III. 営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	17	
負ののれん償却額	415	
持分法による投資利益	522	
土地物件貸付料	763	
工事負担金等受入額	376	
その他	1,226	3,336
IV. 営業外費用		
支払利息	45	
損害賠償金	197	
たな卸資産処分損	63	
その他	88	394
経常利益		9,689
V. 特別利益		
固定資産売却益	55	
保険解約返戻金	33	
段階取得に係る差益	14	
その他	8	110
VI. 特別損失		
固定資産売却損	18	
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	103	
減損損失	624	
その他	27	800
税金等調整前当期純利益		8,999
法人税、住民税及び事業税	3,271	
法人税等調整額	△ 797	2,473
当期純利益		6,526
非支配株主に帰属する当期純損失		△ 5
親会社株主に帰属する当期純利益		6,531

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書

平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	123,549	226,547
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			6,531	6,531
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				—
当期変動額合計	—	—	6,531	6,531
当期末残高	47,500	55,497	130,081	233,078

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△ 36	16	△ 14,238	△ 14,258	195	212,483
当期変動額						
親会社株主に帰属する当期純利益						6,531
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 23	△ 2	1,559	1,533	△ 5	1,527
当期変動額合計	△ 23	△ 2	1,559	1,533	△ 5	8,059
当期末残高	△ 60	14	△ 12,678	△ 12,725	189	220,543

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及び連結の範囲又は持分法の適用の範囲の変更に関する注記

一 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 27社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

沖縄道路サービス(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

(3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度においてNEXCO西日本イノベーションズ(株)の株式を取得したことにより連結の範囲に含めています。

二 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社数 1社

会社の名称

沖縄道路サービス(株)

持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社の名称

九州高速道路ターミナル(株)

(2) 持分法を適用していない関連会社（TSK(株)）は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

三 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。

当連結会計年度より、連結子会社のNEXCO西日本イノベーションズ(株)は決算期を6月30日から3月31日に変更しています。

この決算期変更に伴い、当連結会計年度において、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6ヶ月間を連結しています。

四 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産（リース資産を除く）
 当社は定額法、連結子会社は主として定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しています。
 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 10～50年 |
| 構築物 | 10～45年 |
| 機械及び装置 | 5～10年 |
- また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 定額法を採用しています。
 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 賞与引当金
 従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しています。
- ③ 回数券払戻引当金
 利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。
- ④ 役員退職慰労引当金
 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。
- ⑤ ETCマイレージサービス引当金
 ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当連結会計年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。
- (4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
 道路建設関係社債発行費
 社債の償還期限までの期間で均等償却しています。
- ② 退職給付に係る負債の計上基準
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
 当社及び一部の連結子会社の過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。
 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。
- ③ 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
 営業収益のうち、受託事業営業収益等、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。
 なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。
- ④ ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
 主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。
- ⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
 なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物が替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。
- ⑥ 負ののれんの償却に関する事項
 平成22年3月31日以前に発生した負ののれんの償却については、発生原因に応じ20年以内で均等償却しています。
 平成22年4月1日以降に発生した負ののれんは、当該負ののれんが生じた連結会計年度の利益として処理しています。
- ⑦ 消費税等の会計処理
 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度まで特別損失の「その他」に含めて表示していた「減損損失」は、当連結会計年度において、金額的重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前連結会計年度における「減損損失」は1百万円です。

3. 連結貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債670,000百万円（額面670,000百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債670,000百万円（額面670,000百万円）の担保に供しています。

二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000 百万円
東日本高速道路(株)	－ 百万円
中日本高速道路(株)	6 百万円
合 計	511,006 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当連結会計年度に引き渡した道路建設関係長期借入金35,000百万円、道路建設関係社債205,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,590,500 百万円
--------------------	---------------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	95,000,000 株
------	--------------

5. 金融商品に関する注記

一 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用について一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産（譲渡性預金等）により運用しています。

また、資金調達については、主に高速道路の新設、改築、修繕等に要する資金として、必要な資金を社債の発行又は金融機関からの借入れにより調達しています。

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っています。

有価証券は主に譲渡性預金であり、一時的に生じる余資の資金運用として格付けの高い金融機関等との間で1ヶ月以内の取引を行っています。

投資有価証券は主に当社及び一部の連結子会社が有する株式であり、価格の変動リスク等に晒されていますが、主に業務上の関係を有する非上場株式（関連会社株式含む）です。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっています。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金、道路建設関係長期借入金、長期借入金）は、主に高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る借入金であり、その一部は金利の変動リスクに晒されています。

道路建設関係社債は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る資金調達であり、道路の建設終了後（改築、修繕、災害復旧の場合は完成後）に、道路資産と社債を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構へ引き渡すこととされています。

二 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	146,271	146,271	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金	94,108 △ 7		
	94,100	94,100	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	54,000	54,000	—
(4) 高速道路事業営業未払金	(220,651)	(220,651)	—
(5) 1年内返済予定の長期借入金	(0)	(0)	0
(6) 道路建設関係社債	(670,000)	(677,014)	7,014
(7) 道路建設関係長期借入金	(106,880)	(106,939)	59
(8) 長期借入金	(77)	(95)	17

（*）負債に計上されるものについては、（ ）で示しています。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 1年内返済予定の長期借入金、並びに(7) 道路建設関係長期借入金、並びに(8) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 道路建設関係社債

社債の時価は市場価格によっています。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額6,251百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、大阪府その他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸マンション等を有し、滋賀県以西の高速道路内のサービスエリア、パーキングエリアの施設を賃貸不動産として有しています。

二 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
98,016	78,078

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。

2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に準拠して自社で算定した額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）です。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,319.51円
1株当たり当期純利益金額	68.76円

8. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（社債480,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第53回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	60,000百万円
利率	年0.070パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和2年5月21日
償還期日	令和7年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

二 多額な資金の借入

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（財政融資資金54,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて借入を申し込みました。

区分	財政融資資金
借入先の名称	財務省
借入金額	27,000百万円
返済方法	満期一括
借入申込日	令和2年5月19日
借入実行日	令和2年5月29日
返済期日	令和31年12月20日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による免責的債務引受

貸借対照表

令和2年3月31日現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	
資 産 の 部		
I 流動資産		
現金及び預金		144,270
高速道路事業営業未収入金		94,108
未収入金		3,245
短期貸付金		26,943
リース投資資産（純額）		113
有価証券		54,000
仕掛道路資産		728,064
原材料		1,200
貯蔵品		1,278
受託業務前払金		2,679
前払金		4,318
前払費用		1,494
その他の流動資産		15,201
貸倒引当金		△ 7
流動資産合計		1,076,910
II 固定資産		
A 高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,592	
減価償却累計額	△ 1,241	1,350
構築物	58,025	
減価償却累計額	△ 14,765	43,260
機械及び装置	155,143	
減価償却累計額	△ 90,062	65,080
車両運搬具	32,049	
減価償却累計額	△ 25,191	6,857
工具、器具及び備品	11,692	
減価償却累計額	△ 8,248	3,443
土地		495
建設仮勘定		7,249
無形固定資産		7,083
B 関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	32,439	
減価償却累計額	△ 13,030	19,408
構築物	8,338	
減価償却累計額	△ 4,761	3,576
機械及び装置	3,893	
減価償却累計額	△ 2,251	1,642
工具、器具及び備品	515	
減価償却累計額	△ 338	177
土地		67,197
建設仮勘定		1,171
無形固定資産		239

(単位：百万円)

科 目	金 額		
C 各事業共用固定資産			
有形固定資産			
建物	11,189		
減価償却累計額	△ 4,749		
減損損失累計額	△ 331	6,108	
構築物	1,032		
減価償却累計額	△ 609		
減損損失累計額	△ 30	392	
機械及び装置	443		
減価償却累計額	△ 293		
減損損失累計額	△ 0	149	
車両運搬具	0		
減価償却累計額	△ 0	0	
工具、器具及び備品	5,915		
減価償却累計額	△ 4,003		
減損損失累計額	△ 8	1,903	
土地		10,592	
リース資産	3,996		
減価償却累計額	△ 710	3,286	
建設仮勘定		1,940	24,373
無形固定資産			5,667
D その他の固定資産			
有形固定資産			
建物	208		
減価償却累計額	△ 71		
減損損失累計額	△ 62	74	
構築物	35		
減価償却累計額	△ 21		
減損損失累計額	△ 9	3	
工具、器具及び備品	1		
減価償却累計額	△ 0	0	
土地		320	398
E 投資その他の資産			
関係会社株式			7,051
投資有価証券			82
長期貸付金			2,270
長期前払費用			3,340
繰延税金資産			3,620
その他の投資等			3,484
貸倒引当金			△ 158
固定資産合計			278,363
III 繰延資産			
道路建設関係社債発行費			1,076
繰延資産合計			1,076
資 産 合 計			1,356,350

(単位：百万円)

科 目	金 額	
負 債 の 部		
I 流動負債		
高速道路事業営業未払金	253,989	
1年以内返済予定長期借入金	0	
リース債務	238	
未払金	15,489	
未払費用	645	
未払法人税等	1,065	
預り連絡料金	4,737	
預り金	29,615	
受託業務前受金	1,605	
前受金	1	
前受収益	8	
賞与引当金	1,204	
回数券払戻引当金	42	
その他の流動負債	4,985	
流動負債合計		313,631
II 固定負債		
道路建設関係社債	670,000	
道路建設関係長期借入金	106,880	
その他の長期借入金	7	
リース債務	2,899	
受入保証金	17,034	
退職給付引当金	47,202	
役員退職慰労引当金	64	
E T Cマイレージサービス引当金	8,788	
資産除去債務	141	
その他の固定負債	17	
固定負債合計		853,036
負債合計		1,166,668
純 資 産 の 部		
I 株主資本		
資本金		47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	
その他資本剰余金	7,997	
資本剰余金合計		55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
跨道橋耐震対策積立金	6,139	
安全対策・サービス高度化積立金	25,176	
別途積立金	15,266	
繰越利益剰余金	40,135	86,718
利益剰余金合計		86,718
株主資本合計		189,716
II 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△ 33
評価・換算差額等合計		△ 33
純 資 産 合 計		189,682
負債・純 資 産 合 計		1,356,350

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目	金 額	
I. 高速道路事業営業損益		
1. 営業収益		
料金収入	798,427	
道路資産完成高	239,641	
受託業務収入	0	
その他の売上高	854	1,038,924
2. 営業費用		
道路資産賃借料	570,881	
道路資産完成原価	239,641	
管理費用	229,555	
受託業務費用	0	1,040,079
高速道路事業営業損失		△ 1,155
II. 関連事業営業損益		
1. 営業収益		
受託業務収入	5,632	
SA・PA事業収入	10,700	
その他の事業収入	1,292	17,625
2. 営業費用		
受託業務費用	5,788	
SA・PA事業費	8,871	
その他の事業費用	1,050	15,709
関連事業営業利益		1,915
全事業営業利益		760
III. 営業外収益		
受取利息		10
有価証券利息		11
受取配当金		2,088
土地物件貸付料		631
雑収入		1,325
		4,067
IV. 営業外費用		
支払利息		3
回数券払戻損		19
損害賠償金		66
たな卸資産処分損		63
支払補償費		11
雑損失		14
経常利益		4,649
V. 特別利益		
固定資産売却益		36
その他特別利益		1
		38
VI. 特別損失		
固定資産売却損		14
減損損失		623
投資有価証券評価損		103
税引前当期純利益		3,946
法人税、住民税及び事業税		820
法人税等調整額	△ 440	380
当期純利益		3,566

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで

(単位：百万円)

	株主資本										評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					株主資本合計		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計			
					跨道橋耐震 対策積立金	安全対策・ サービス高度化 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497	4,000	25,176	13,792	40,183	83,152	186,149	△ 22	186,127
当期変動額												
跨道橋耐震対策積立金の積立					3,000			△ 3,000	—	—		—
跨道橋耐震対策積立金の取崩					△ 860			860	—	—		—
別途積立金の積立							1,474	△ 1,474	—	—		—
当期純利益								3,566	3,566	3,566		3,566
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）											△ 11	△ 11
当期変動額合計	—	—	—	—	2,139	—	1,474	△ 47	3,566	3,566	△ 11	3,554
当期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497	6,139	25,176	15,266	40,135	86,718	189,716	△ 33	189,682

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

一 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっています。
- ② その他有価証券
時価のないもの
移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等其他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

② 原材料・貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

二 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械及び装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

三 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しています。

(3) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが、連結貸借対照表と異なります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当事業年度末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

四 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

受託業務収入等、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

主としてリース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示していた「回数券払戻損」は、当事業年度において、金額の重要性が増したため、区分掲記しています。

なお、前事業年度における「回数券払戻損」は、5百万円です。

3. 貸借対照表に関する注記

一 担保に供している資産及び担保に係る債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を、道路建設関係社債670,000百万円（額面670,000百万円）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債670,000百万円（額面670,000百万円）の担保に供しています。

二 保証債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	511,000 百万円
東日本高速道路(株)	— 百万円
中日本高速道路(株)	6 百万円
合 計	511,006 百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帯して債務を負っており、当事業年度に引き渡した道路建設関係長期借入金35,000百万円、道路建設関係社債205,000百万円を含めた内訳は以下のとおりとなっています。

(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,390,500 百万円
--------------------	---------------

三 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	7,040 百万円
短期金銭債務	66,878 百万円
長期金銭債権	2,143 百万円
長期金銭債務	870 百万円

四 関門トンネル事業履行義務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引き継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当事業年度末時点における国に対する履行義務の前払い又は国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。なお、当事業年度末においては、国に対する履行義務の前払いとして、1,868百万円をその他の投資等を含めて計上しています。

4.	損益計算書に関する注記		
	関係会社との取引高		
	営業取引による取引高		
	営業収益	11,469	百万円
	営業費用	168,043	百万円
	営業取引以外の取引による取引高	3,617	百万円
5.	株主資本等変動計算書に関する注記		
	当事業年度の末日における発行済株式の数		
	普通株式	95,000,000	株
6.	税効果会計に関する注記		
	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因		
	繰延税金資産		
	継続損益工事費	2,745	百万円
	賞与引当金	368	百万円
	退職給付引当金	14,434	百万円
	E T Cマイレージサービス引当金	2,687	百万円
	事業税	443	百万円
	繰延資産	9	百万円
	ハイウェイカード前受金益金算入額	0	百万円
	E T C前受金益金算入額	8	百万円
	減価償却費	770	百万円
	その他	2,188	百万円
	繰延税金資産小計	23,655	百万円
	評価性引当額	△ 20,025	百万円
	繰延税金資産合計	3,630	百万円
	繰延税金負債		
	資産除去債務に対応する除去費用	△ 10	百万円
	繰延税金負債合計	△ 10	百万円
	繰延税金資産の純額	3,620	百万円
7.	道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額		
	1年内	515,473	百万円
	1年超	16,579,046	百万円
	合 計	17,094,520	百万円
	(注) 1.	当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。	
		ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。	
	2.	道路資産貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。	
		また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。	

8. 関連当事者との取引に関する注記

一 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	なし	道路資産の借受	道路資産賃借料の支払	570,881	高速道路事業営業未払金	110,256
			道路資産及び債務の引渡等	道路資産の引渡	239,641	高速道路事業営業未収入金	25,548
				債務の引渡及び債務保証(注1)	240,000	—	—
			借入金等の連帯債務	債務保証(注2)(注3)	1,661,500	—	—
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	東日本高速道路㈱	なし	料金収入の精算等	料金収入の精算による支払等	63,125	高速道路事業営業未払金	10,658
主要株主が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	中日本高速道路㈱	なし	借入金の連帯債務	債務保証(注3)	6	—	—

取引金額には料金収入の精算による支払等を除き消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。ただし、平成30年度有料道路災害復旧事業及びスマートインターチェンジの整備に伴う無利子借入12,313百万円について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っていないため、当事業年度の取引金額には含んでいません。また、引き渡した額のうち、民営化以降民間金融機関から調達した借入金及び社債について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。
2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しています。
3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帯して債務を負っています。なお、保証料は受け取っていません。

二 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	(所有) 直接 100%	S A ・ P A 事業	資金貸借取引(注1)	—	預り金	14,283

期末残高には消費税等を含んでいます。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金貸借取引については、グループファイナンスの基本契約に基づくCMS（統括会社がグループ企業の資金調達・運用を代行し、資金の効率化を目的としたシステム）により資金が日々移動するため、取引金額は記載せず、期末残高のみ記載しています。また、金利は市場金利を勘案して合理的に決定されています。

9. 1株当たり情報に関する注記
- | | |
|--------------|------------|
| 1株当たり純資産額 | 1,996.66 円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 37.54 円 |

10. 重要な後発事象に関する注記

一 多額な社債の発行

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（社債480,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第53回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）
発行総額	60,000百万円
利率	年0.070パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	令和2年5月21日
償還期日	令和7年3月19日
担保	一般担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による併存的債務引受

二 多額な資金の借入

当社は、令和2年3月26日開催の取締役会の決議（財政融資資金54,000百万円以内）に基づき、令和2年4月1日以降、下記の条件にて借入を申し込みました。

区分	財政融資資金
借入先の名称	財務省
借入金額	27,000百万円
返済方法	満期一括
借入申込日	令和2年5月19日
借入実行日	令和2年5月29日
返済期日	令和31年12月20日
担保	無担保
用途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による免責的債務引受

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和2年5月26日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 由佳 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小市 裕之 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

令和2年5月26日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 林 由佳 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小市 裕之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに意見を表明し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 新名神高速道路建設工事中の重大事故を受け、平成28年度に構築した「重大事故リスクマネジメントシステム」については、堅実に運用していることを確認しております。引き続き、工事に係る安全確保に関する取組みの継続的な改善については注視して参ります。
- ⑤ 近年、地震、豪雨、台風等の甚大災害が多発していることを踏まえ、当社グループにおける危機対応能力の更なる強化に取り組んでいることを確認しております。引き続き、BCPの見直しなど防災体制の強化動向等を注視して参ります。
- ⑥ 事業報告に記載の働き方改革に向けた取組みについては、高速道路における安全・安心と社員の健康、ワーク・ライフ・バランスの両立が重要な経営課題であるとの認識のもと、働き方改革関連法施行後の諸施策の定着状況を注視して参ります。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応については、感染拡大防止への取組み、収支動向をはじめとした経営への影響を注視して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和2年5月28日

西日本高速道路株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川住 昌光 ㊟

常勤監査役 高倉 照正 ㊟

社外監査役 清原 桂子 ㊟

社外監査役 西川 秀昭 ㊟